

セカンドオピニオン外来のお知らせ

当院では平成 21 年 9 月 1 日よりセカンドオピニオン外来を開設いたします。

1, セカンドオピニオン外来の目的について

セカンドオピニオンとは、直訳すると「第 2 の意見」、すなわち、現在の主治医とは別の医師の意見を求める行為のことをいいます。これは、患者さまやご家族の方と主治医との信頼関係をより強固にするために実施するものであります。

一関病院では、当院以外でがんの治療を受けている患者や家族の方を対象に、当院の専門医師が現在の診断や治療法に意見などをすることにより、患者さまご自身の今後の最良の治療方針を選択していただくための参考としていただくことを目的とします。

2, セカンドオピニオン外来を受診できる方

(1) 患者さまご本人

受診時には、ご本人であることを証明できる資料（運転免許証など）が必要となります。

(2) 患者のご家族の方

事情によりご家族の方のみ受診する場合、患者さまご本人の同意書及び患者さまご本人と受診する方の続柄を確認できる資料が必要となります。

3, 次のような場合は、セカンドオピニオン外来を受診できません

(1) 患者さまご本人とそのご家族以外の方。家族の方のみ受診する際に同意書を提出いただけない場合はご相談に応じることができません。

(2) 現在の主治医に対する不満・苦情、または医療訴訟や医療事故に関するご相談には応じることができません。

(3) 転医を目的とし、当院での診療や検査を希望している場合。

(4) 主治医からの診療情報提供書、検査結果や画像データなどの資料を持参しない場合。

(5) 予約をしていない場合

(6) 死亡した方を対象とした場合

4, 対象とする疾患

対象とする疾患は、以下のとおりとなります。なお、担当する医師は、専門性を考慮し、当方で決定します。

対象とする疾患

内科系 ; 肺がん

外科系 ; 胃がん、大腸がん、乳がん、肝がん、すい臓がん、
胆道がん 以上

担当医師

外科系 ; 佐藤 隆次医師

内科系 ; 菅原 和重医師

; 齋藤 禎隆医師

5, 受診時間および料金

- (1) 診療情報提供書を書いていただいた主治医あての報告書の作成時間とその費用を含め、費用は 60 分以内 10500 円 (税込) とします。その後 30 分ごとに 5250 円を加算します。
- (2) 受診日時は担当医と調整したうえで決定します。
- (3) 受診料金は受診当日、受診前にお支払いいただきます。
- (4) お問い合わせ、ご予約には料金はかかりません。

6, セカンドオピニオン外来受診までのながれ

- (1) お電話にて、一関病院医療相談室 (0191-23-2050) まで、ご連絡ください。
その際、「セカンドオピニオン外来の受診」であることをお伝えください。
なお、受付時間は月曜から金曜日の 9 時から 16 時までとなります。
- (2) 以下の書類をご用意いたしますので、一度来院をお願いすることとなります。なお、当院のホームページからもダウンロードすることができます。
 - ① 「セカンドオピニオン外来のご案内」(様式 1、この用紙)
 - ② 「セカンドオピニオン外来受診申込書」(様式 2)
 - ③ 「セカンドオピニオン外来受診同意書」(様式 3)
- (3) 「セカンドオピニオン外来受診申込書」を持参もしくは郵送で医療相談室あてにお送りください。
- (4) 「セカンドオピニオン外来受診申込書」の内容に基づき、担当者が各

診療科のセカンドオピニオン外来担当医と日時調整し、申込者に受診日時の予約表を送付いたします。

- (5) 受診当日までに、主治医の先生に「診療情報提供書」を作成していただき、資料を借りてください。
- (6) 受診日当日は新患受付にお声かけください。担当者の説明の後、お会計をお願いします。その後、受診といたします。
- (7) 受診終了後、主治医の先生への報告書をお受け取りいただきお帰り下さい。

7, 受診に際して必要なもの

- (1) ご本人が証明できるもの。受診がご家族の場合は、「セカンドオピニオン外来受診同意書」。ただし、患者さまが未成年の場合は、受診者との関係を示す書類（健康保険証など）。
- (2) 主治医の先生に作成いただいた「診療情報提供書」
- (3) できる限り多くの検査資料をお持ち下さい。

- 例)
- ・血液検査の結果
 - ・超音波検査の結果と画像
 - ・レントゲン検査、MRI 検査、CT 検査等のデータ
 - ・病理検査の報告書 など

お問い合わせ

特定医療法人博愛会 一関病院

担当；医療相談室長 小野寺 達也
外来看護師長 菊地 ユウ子

〒 021-0884 岩手県一関市大手町 3 番 36 号

電話 0191-23-2050

FAX 0191-21-3104

ホームページ；<http://www.ichinoseki-hp.or.jp>

～ご注意ください～

セカンドオピニオン外来は、自由診療（診療報酬対象外）扱いとなります。

（この様式 1 は 2009 年 9 月 1 日に作成したものである）